

陶磁器製造職種技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成19年2月

厚生労働省職業能力開発局

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>釉薬の種類及び使用方法並びに施釉</p> <p>焼成法の種類及び特徴</p> <p>2 材料</p> <p>陶磁器製造に使用する材料の種類、性質及び用途</p>	<p>釉薬及び施釉に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる釉薬の種類及び特徴</p> <p>イ 透明釉 ロ 不透明釉 ハ 色釉</p> <p>ニ つや消し釉 ホ 結晶釉 ヘ 貫入釉</p> <p>(2) 次に掲げる施釉の種類及び使用方法</p> <p>イ 浸しかけ法（どぶ付け法） ロ 流しかけ法</p> <p>ハ 吹付け法 ニ 振りかけ法</p> <p>ホ 塗りかけ法 ヘ 揮発法</p> <p>1 焼成法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる窯の種類及び特徴</p> <p>イ トンネル窯 ロ シャットル窯 ハ トラック窯</p> <p>ニ 登り窯 ホ 単窯 ヘ 穴窯</p> <p>ト 絵付け窯</p> <p>(2) 次に掲げる窯詰めの種類及び特徴</p> <p>イ 棚積み法 ロ 匣鉢積み法 ハ 裸詰め法</p> <p>ニ 針焼積み法 ホ 吊焼き法</p> <p>(3) 次に掲げる焼成の種類及び特徴</p> <p>イ 素焼 ロ 締焼 ハ 本焼</p> <p>2 焼成に使用する燃料に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる燃料の種類、特徴及び用途</p> <p>イ 都市ガス ロ 液化ガス ハ 石油（重油、灯油等）</p> <p>ニ 石炭 ホ 薪 ヘ 電熱</p> <p>(2) 次に掲げる燃焼炎の種類及び特徴</p> <p>イ 酸化炎 ロ 還元炎 ハ 中性炎</p> <p>(3) 次に掲げる窯内の温度測定法</p> <p>イ 熱電対温度計 ロ ゼーゲル錐</p> <p>ハ 色見による測定 ニ 光高温計</p> <p>ホ 肉眼による測定 ヘ メスリンク</p> <p>次に掲げる陶磁器製造に使用する材料の種類、性質及び用途に関し、一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 素地原料 (2) 釉薬 (3) 顔料 (4) 絵具</p> <p>(5) 石こう (6) 装飾材料 (7) 附属品</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>3 陶磁器一般 陶磁器の種類及び特徴</p> <p>4 意匠図案 陶磁器のデザイン</p> <p>色彩</p>	<p>1 次に掲げる陶磁器の種類及び特徴に関し、一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 食卓用品 (2) 台所用品 (3) 置物用品 (4) 装飾用品 (5) タイル (6) 衛生陶器 (7) 電気用品 (8) 理化学用品 (9) 電子用品 (10) 神仏器 (11) その他</p> <p>2 陶磁器の産地別の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>陶磁器のデザインに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 陶磁器製作の基本的デザイン (2) 陶磁器の形状 (3) デザインと色彩との関係 (4) レタリング技法 (5) デッサン (6) 図示法及び読図法</p> <p>色彩に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる用語の意味</p> <p>イ 色相 ロ 明度 ハ 彩度 ニ 補色 ホ 寒色 ヘ 暖色 ト 膨張色 チ 収縮色 リ 面積効果 ヌ 明度対比 ル 色相對比 ヲ 色の軽重感</p> <p>(2) 次に掲げる色調和の意味</p> <p>イ 同系配色 ロ 類似配色 ハ 対称配色</p>
<p>5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>1 陶磁器製造作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 陶磁器製造作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他陶磁器製造作業に関する安全又は衛生のために必要な</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目																																					
<p>6 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>イ 手ろくろ成形法</p> <p>手ろくろ成形作業に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>材料の処理方法</p>	<p>事項</p> <p>2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）関係法令（陶磁器製造作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 手ろくろ成形作業に使用する機械及び器工具に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる手ろくろ成形作業に使用する機械の種類及び使用方法</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 粉碎機</td> <td>ロ 振動ふるい機</td> </tr> <tr> <td>ハ ろ過機</td> <td>ニ 攪はん機<small>かくはん機</small></td> </tr> <tr> <td>ホ 土練機</td> <td>ヘ 手ろくろ成形機</td> </tr> <tr> <td>ト けろくろ成形機</td> <td>チ 電動ろくろ成形機</td> </tr> <tr> <td>リ 乾燥機</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 次に掲げる手ろくろ成形作業に使用する器工具の種類及び使用方法</p> <table border="0"> <tr> <td>イ こて</td> <td>ロ へら</td> </tr> <tr> <td>ハ 刃刀<small>やり</small>（槍べら）</td> <td>ニ はばり（剣先）</td> </tr> <tr> <td>ホ 曲り（仕上げカンナ）</td> <td>ヘ しつびき（切りこま）</td> </tr> <tr> <td>ト 滑り皮（なで皮）</td> <td>チ たたら板及びひねり板</td> </tr> <tr> <td>リ とんぼ（寸法ぼせ）</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 次に掲げる機械による成形作業で使用する機械の種類及び使用方法に関し、一般的な知識を有すること。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) プレス機</td> <td>(2) 鋳込み機</td> </tr> <tr> <td>(3) 研磨機</td> <td>(4) 施釉機<small>ゆう</small></td> </tr> <tr> <td>(5) 土練機</td> <td>(6) 自動ろくろ成形機</td> </tr> <tr> <td>(7) ローラー（ヘッド）マシン</td> <td></td> </tr> </table> <p>材料の処理方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる原料の種類、性質及び特徴</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 粘土</td> <td>ロ カオリン</td> <td>ハ 長石</td> </tr> <tr> <td>ニ 珪石<small>けい</small></td> <td>ホ 陶石</td> <td>ヘ ろう石</td> </tr> <tr> <td>ト 滑石</td> <td>チ 砂姿</td> <td></td> </tr> </table>	イ 粉碎機	ロ 振動ふるい機	ハ ろ過機	ニ 攪はん機 <small>かくはん機</small>	ホ 土練機	ヘ 手ろくろ成形機	ト けろくろ成形機	チ 電動ろくろ成形機	リ 乾燥機		イ こて	ロ へら	ハ 刃刀 <small>やり</small> （槍べら）	ニ はばり（剣先）	ホ 曲り（仕上げカンナ）	ヘ しつびき（切りこま）	ト 滑り皮（なで皮）	チ たたら板及びひねり板	リ とんぼ（寸法ぼせ）		(1) プレス機	(2) 鋳込み機	(3) 研磨機	(4) 施釉機 <small>ゆう</small>	(5) 土練機	(6) 自動ろくろ成形機	(7) ローラー（ヘッド）マシン		イ 粘土	ロ カオリン	ハ 長石	ニ 珪石 <small>けい</small>	ホ 陶石	ヘ ろう石	ト 滑石	チ 砂姿	
イ 粉碎機	ロ 振動ふるい機																																					
ハ ろ過機	ニ 攪はん機 <small>かくはん機</small>																																					
ホ 土練機	ヘ 手ろくろ成形機																																					
ト けろくろ成形機	チ 電動ろくろ成形機																																					
リ 乾燥機																																						
イ こて	ロ へら																																					
ハ 刃刀 <small>やり</small> （槍べら）	ニ はばり（剣先）																																					
ホ 曲り（仕上げカンナ）	ヘ しつびき（切りこま）																																					
ト 滑り皮（なで皮）	チ たたら板及びひねり板																																					
リ とんぼ（寸法ぼせ）																																						
(1) プレス機	(2) 鋳込み機																																					
(3) 研磨機	(4) 施釉機 <small>ゆう</small>																																					
(5) 土練機	(6) 自動ろくろ成形機																																					
(7) ローラー（ヘッド）マシン																																						
イ 粘土	ロ カオリン	ハ 長石																																				
ニ 珪石 <small>けい</small>	ホ 陶石	ヘ ろう石																																				
ト 滑石	チ 砂姿																																					

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>手ろくろ成形法の種類及び特徴</p>	<p>(2) 次に掲げる原料の処理及び調整</p> <p>イ 原料の選別の処理 ロ 原料の粉碎 ハ 粘土類の処理 ニ 石類の処理 ホ 原料の配合 ヘ 坏土<small>はい</small>の脱泡練土 ト 土もみ及び土練り</p> <p>手ろくろ成形法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる成形法の種類及び特徴</p> <p>イ 手造り（手ひねり） ロ ひも造り ハ 型起し ニ 手ろくろ成形</p> <p>(2) 次に掲げる装飾技法の種類及び用途</p> <p>イ 型押し ロ 印花 ハ 彫刻 ニ くし目 ホ 象嵌<small>がん</small> ヘ かき落し ト 抜き絵（ろう抜き） チ 盛上げ（イッチンを含む） リ 刷毛目<small>はけ</small> ヌ 布目 ル 練り上げ ヲ 片刃彫り ワ 線彫り カ はり付け ヨ 透し彫り タ ほたる手 レ 掛け分け ソ 釉流し<small>ゆう</small> ツ 釉飛ばし<small>ゆう</small></p> <p>(3) 次に掲げる成形工程における留意点</p> <p>イ 原料の粘性 ロ 坏土<small>はい</small>の可塑性 ハ 成形と坏土<small>はい</small>の含水量と乾燥収縮 ニ こて及びへらの種類 ホ 坏土<small>はい</small>の種類と焼成温度 ヘ 水和膨張による亀裂<small>き</small></p>
<p>製品検査</p>	<p>陶磁器の製品検査に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる製品検査</p> <p>イ 外観検査 ロ 寸法検査 ハ 容量検査 ニ ひずみ検査 ホ 機能検査 ヘ 耐電圧検査 ト 肉厚検査 チ 安全性検査 リ 衛生検査 ヌ 冷熱検査</p> <p>(2) 次に掲げる測定器具の種類及び使用方法</p> <p>イ ノギス ロ マイクロメータ ハ 定規</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>仕上げ</p> <p>検査</p> <p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、 受検者が選択するいずれかの科 目</p> <p>1 手ろくろ成形作業</p> <p>作業指示書の作成</p> <p>材料の調合</p> <p>手作りによる製品の製作</p> <p>手ろくろ成形機の取扱い</p> <p>施^{ゆう}釉</p> <p>仕上げ及び製品検査</p> <p>工数見積り</p> <p>2 絵付け作業</p> <p>作業指示書の作成</p> <p>図案の作成</p> <p>着色剤及び着色助剤の調合</p> <p>着色及び絵付け</p> <p>仕上げ及び製品検査</p> <p>工数見積り</p>	<p>次に掲げる原型の仕上げに関し、詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 小物の接合 (2) 附属品の取付け</p> <p>(3) 切削仕上げ (4) ペーパーによる表面仕上げ</p> <p>原型の検査に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる検査方法</p> <p>イ 外観検査 ロ 寸法検査</p> <p>ハ ひずみ検査 ニ 機能検査</p> <p>(2) 次に掲げる測定器具の種類及び使用方法</p> <p>イ ノギス ロ マイクロメータ ハ 定規</p> <p>作業指示書の作成ができること。</p> <p>材料の調合ができること。</p> <p>手作りによる製品の製作ができること。</p> <p>手ろくろ成形機による作業ができること。</p> <p>施^{ゆう}釉ができること。</p> <p>1 切削作業ができること。</p> <p>2 仕上げができること。</p> <p>3 製品検査ができること。</p> <p>工数見積りができること。</p> <p>作業指示書の作成ができること。</p> <p>図案の作成ができること。</p> <p>1 着色剤の調合ができること。</p> <p>2 着色助剤の調合ができること。</p> <p>次に掲げる作業ができること。</p> <p>(1) 絵具すり (2) 和絵具による絵付け</p> <p>(3) 洋絵具による絵付け (4) 特殊絵付け</p> <p>(5) 転写</p> <p>1 仕上げができること。</p> <p>2 製品検査ができること。</p> <p>工数見積りができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>3 原型製作作業</p> <p>作業指示書の作成</p> <p>図案の作成</p> <p>材料の調合</p> <p>原型の製作</p> <p>使用型の製作</p> <p>仕上げ及び検査</p> <p>工数見積り</p>	<p>作業指示書の作成ができること。</p> <p>図案の作成ができること。</p> <p>材料の調合ができること。</p> <p>1 次に掲げる原型の製作作業ができること。</p> <p>(1) 立物 (2) 平物 (3) 袋物</p> <p>2 割り掛けによる原型の製作ができること。</p> <p>3 捨型の分割ができること。</p> <p>4 彫り作業ができること。</p> <p>使用型の製作ができること。</p> <p>1 仕上げができること。</p> <p>2 原型の検査ができること。</p> <p>工数見積りができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>釉薬の種類及び使用方法並びに施釉</p> <p>焼成法の種類及び特徴</p> <p>2 材料</p> <p>陶磁器製造に使用する材料の種類、性質及び用途</p>	<p>釉薬及び施釉に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる釉薬の種類及び特徴</p> <p>イ 透明釉 ロ 不透明釉 ハ 色釉</p> <p>ニ つや消し釉 ホ 結晶釉 ヘ 貫入釉</p> <p>(2) 次に掲げる施釉の種類及び使用方法</p> <p>イ 浸しかけ法（どぶ付け法） ロ 流しかけ法</p> <p>ハ 吹付け法 ニ 振りかけ法</p> <p>ホ 塗りかけ法 ヘ 揮発法</p> <p>1 焼成法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる窯の種類及び特徴</p> <p>イ トンネル窯 ロ シャットル窯 ハ トラック窯</p> <p>ニ 登り窯 ホ 単窯 ヘ 穴窯</p> <p>ト 絵付け窯</p> <p>(2) 次に掲げる窯詰めの種類及び特徴</p> <p>イ 棚積み法 ロ 匣鉢積み法 ハ 裸詰め法</p> <p>ニ 針焼積み法 ホ 吊焼き法</p> <p>(3) 次に掲げる焼成の種類及び特徴</p> <p>イ 素焼 ロ 締焼 ハ 本焼</p> <p>2 焼成に使用する燃料に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる燃料の種類、特徴及び用途</p> <p>イ 都市ガス ロ 液化ガス ハ 石油（重油、灯油等）</p> <p>ニ 石炭 ホ 薪 ヘ 電熱</p> <p>(2) 次に掲げる燃焼炎の種類及び特徴</p> <p>イ 酸化炎 ロ 還元炎 ハ 中性炎</p> <p>(3) 次に掲げる窯内の温度測定法</p> <p>イ 熱電対温度計 ロ ゼーゲル錐^{すい}</p> <p>ハ 色見による測定 ニ 光高温計</p> <p>ホ 肉眼による測定 ヘ メスリンク</p> <p>次に掲げる陶磁器製造に使用する材料の種類、性質及び用途に関し、一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 素地原料 (2) 釉薬 (3) 顔料 (4) 絵具</p> <p>(5) 石こう (6) 装飾材料 (7) 附属品</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>3 陶磁器一般 陶磁器の種類及び特徴</p> <p>4 意匠図案 陶磁器のデザイン</p> <p>色彩</p>	<p>1 次に掲げる陶磁器の種類及び特徴に関し、一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 食卓用品 (2) 台所用品 (3) 置物用品 (4) 装飾用品 (5) タイル (6) 衛生陶器 (7) 電気用品 (8) 理化学用品 (9) 電子用品 (10) 神仏器 (11) その他</p> <p>2 陶磁器の産地別の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>陶磁器のデザインに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 陶磁器製作の基本的デザイン (2) 陶磁器の形状 (3) デザインと色彩との関係 (4) レタリング技法 (5) デッサン (6) 図示法及び読図法</p> <p>色彩に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる用語の意味</p> <p>イ 色相 ロ 明度 ハ 彩度 ニ 補色 ホ 寒色 ヘ 暖色 ト 膨張色 チ 収縮色 リ 面積効果 ヌ 明度対比 ル 色相對比 ヲ 色の軽重感</p> <p>(2) 次に掲げる色調和の意味</p> <p>イ 同系配色 ロ 類似配色 ハ 対称配色</p>
<p>5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>1 陶磁器製造作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 陶磁器製造作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓^{とん}及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他陶磁器製造作業に関する安全又は衛生のために必要な</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目																																					
<p>6 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>イ 手ろくろ成形法</p> <p>手ろくろ成形作業に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>材料の処理方法</p>	<p>事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（陶磁器製造作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 手ろくろ成形作業に使用する機械及び器工具に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる手ろくろ成形作業に使用する機械の種類及び使用方法</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 粉碎機</td> <td>ロ 振動ふるい機</td> </tr> <tr> <td>ハ ろ過機</td> <td>ニ 攪はん機<small>かくはん機</small></td> </tr> <tr> <td>ホ 土練機</td> <td>ヘ 手ろくろ成形機</td> </tr> <tr> <td>ト けろくろ成形機</td> <td>チ 電動ろくろ成形機</td> </tr> <tr> <td>リ 乾燥機</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 次に掲げる手ろくろ成形作業に使用する器工具の種類及び使用方法</p> <table border="0"> <tr> <td>イ こて</td> <td>ロ へら</td> </tr> <tr> <td>ハ 刃刀<small>やり</small>（槍べら）</td> <td>ニ はばり（剣先）</td> </tr> <tr> <td>ホ 曲り（仕上げカンナ）</td> <td>ヘ しつびき（切りこま）</td> </tr> <tr> <td>ト 滑り皮（なで皮）</td> <td>チ たたら板及びひねり板</td> </tr> <tr> <td>リ とんぼ（寸法ぼせ）</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 次に掲げる機械による成形作業で使用する機械の種類及び使用方法に関し、一般的な知識を有すること。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) プレス機</td> <td>(2) 鋳込み機</td> </tr> <tr> <td>(3) 研磨機</td> <td>(4) 施釉機<small>ゆう機</small></td> </tr> <tr> <td>(5) 土練機</td> <td>(6) 自動ろくろ成形機</td> </tr> <tr> <td>(7) ローラー（ヘッド）マシン</td> <td></td> </tr> </table> <p>材料の処理方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる原料の種類、性質及び特徴</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 粘土</td> <td>ロ カオリン</td> <td>ハ 長石</td> </tr> <tr> <td>ニ 珪石<small>けいし</small></td> <td>ホ 陶石</td> <td>ヘ ろう石</td> </tr> <tr> <td>ト 滑石</td> <td>チ 砂姿</td> <td></td> </tr> </table>	イ 粉碎機	ロ 振動ふるい機	ハ ろ過機	ニ 攪はん機 <small>かくはん機</small>	ホ 土練機	ヘ 手ろくろ成形機	ト けろくろ成形機	チ 電動ろくろ成形機	リ 乾燥機		イ こて	ロ へら	ハ 刃刀 <small>やり</small> （槍べら）	ニ はばり（剣先）	ホ 曲り（仕上げカンナ）	ヘ しつびき（切りこま）	ト 滑り皮（なで皮）	チ たたら板及びひねり板	リ とんぼ（寸法ぼせ）		(1) プレス機	(2) 鋳込み機	(3) 研磨機	(4) 施釉機 <small>ゆう機</small>	(5) 土練機	(6) 自動ろくろ成形機	(7) ローラー（ヘッド）マシン		イ 粘土	ロ カオリン	ハ 長石	ニ 珪石 <small>けいし</small>	ホ 陶石	ヘ ろう石	ト 滑石	チ 砂姿	
イ 粉碎機	ロ 振動ふるい機																																					
ハ ろ過機	ニ 攪はん機 <small>かくはん機</small>																																					
ホ 土練機	ヘ 手ろくろ成形機																																					
ト けろくろ成形機	チ 電動ろくろ成形機																																					
リ 乾燥機																																						
イ こて	ロ へら																																					
ハ 刃刀 <small>やり</small> （槍べら）	ニ はばり（剣先）																																					
ホ 曲り（仕上げカンナ）	ヘ しつびき（切りこま）																																					
ト 滑り皮（なで皮）	チ たたら板及びひねり板																																					
リ とんぼ（寸法ぼせ）																																						
(1) プレス機	(2) 鋳込み機																																					
(3) 研磨機	(4) 施釉機 <small>ゆう機</small>																																					
(5) 土練機	(6) 自動ろくろ成形機																																					
(7) ローラー（ヘッド）マシン																																						
イ 粘土	ロ カオリン	ハ 長石																																				
ニ 珪石 <small>けいし</small>	ホ 陶石	ヘ ろう石																																				
ト 滑石	チ 砂姿																																					

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>手ろくろ成形法の種類及び特徴</p>	<p>(2) 次に掲げる原料の処理及び調整</p> <p>イ 原料の選別の処理 ロ 原料の粉碎 ハ 粘土類の処理 ニ 石類の処理 ホ 原料の配合 ヘ 坏土<small>はい</small>の脱泡練土 ト 土もみ及び土練り</p> <p>手ろくろ成形法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる成形法の種類及び特徴</p> <p>イ 手造り（手ひねり） ロ ひも造り ハ 型起し ニ 手ろくろ成形</p> <p>(2) 次に掲げる装飾技法の種類及び用途</p> <p>イ 型押し ロ 印花 ハ 彫刻 ニ くし目 ホ 象嵌<small>がん</small> ヘ かき落し ト 抜き絵（ろう抜き） チ 盛上げ（イッチンを含む） リ 刷毛目<small>はけ</small> ヌ 布目 ル 練り上げ ヲ 片刃彫り ワ 線彫り カ はり付け ヨ 透し彫り タ ほたる手 レ 掛け分け ソ 釉流し<small>ゆう</small> ツ 釉飛ばし<small>ゆう</small></p> <p>(3) 次に掲げる成形工程における留意点</p> <p>イ 原料の粘性 ロ 坏土<small>はい</small>の可塑性 ハ 成形と坏土<small>はい</small>の含水量と乾燥収縮 ニ こて及びへらの種類 ホ 坏土<small>はい</small>の種類と焼成温度 ヘ 水和膨張による亀裂<small>き</small></p>
<p>製品検査</p>	<p>陶磁器の製品検査に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる製品検査</p> <p>イ 外観検査 ロ 寸法検査 ハ 容量検査 ニ ひずみ検査 ホ 機能検査 ヘ 耐電圧検査 ト 肉厚検査 チ 安全性検査 リ 衛生検査 ヌ 冷熱検査</p> <p>(2) 次に掲げる測定器具の種類及び使用方法</p> <p>イ ノギス ロ マイクロメータ ハ 定規</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>上絵付けの技法</p> <p>製品検査</p> <p>ホ 原型製作法 原型製作作業に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p>	<p>1 上絵付けの技法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる描き絵の種類及び特徴 イ 水溶き手法 ロ 油溶き手法 ハ チョーク描き手法</p> <p>(2) 次に掲げるスタンプ法の種類及び特徴 イ ゴム判 ロ ローラ判</p> <p>(3) 次に掲げる吹付け法の種類及び特徴 イ 自由吹き ロ 平型吹き ハ 手型吹き ニ 立体型吹き</p> <p>(4) 次に掲げる上絵付けに使用する絵具及び着色剤の種類及び用途 イ 和絵具 ロ 洋絵具 ハ 盛絵具 ニ ラスタ ホ 無鉛絵具 ヘ 耐酸絵具 ト 含金絵具</p> <p>(5) 次に掲げる着色助剤の種類及び特徴 イ 骨格剤 ロ フリット ハ 唐の土 ニ 石英 ホ アルミナ ヘ 鉛丹 ト 密陀僧^だ チ 蛍石 リ セルベン</p> <p>2 上絵付けに使用する陶磁器に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 陶磁器の品質 (2) 焼成温度と絵具との関係 (3) 焼成温度と発色効果 (4) 陶磁器表面の耐酸性と焼成温度 (5) 焼成の回数及び特徴</p> <p>次に掲げる絵付けの製品検査に関し、概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 色彩検査 (3) 摩耗検査 (4) 溶出検査</p> <p>原型製作作業に使用する機械及び器工具に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる原型製作作業に使用する機械の種類及び使用方法 イ 攪はん機^{かく} ロ 振動ふるい機 ハ 卓上ボール盤 ニ 原型用ろくろ成形機 ホ 穴繰機 ヘ 石こう切断機 ト グライнда</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>仕上げ</p> <p>検査</p> <p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、 受検者が選択するいずれかの科 目</p> <p>1 手ろくろ成形作業</p> <p>手作りによる製品の製作</p> <p>手ろくろ成形機の取扱い</p> <p>施釉^{ゆう}</p> <p>仕上げ</p> <p>2 絵付け作業</p> <p>着色及び絵付け</p> <p>仕上げ</p> <p>3 原型製作作業</p> <p>原型の製作</p> <p>使用型の製作</p> <p>仕上げ</p>	<p>次に掲げる原型の仕上げに関し、一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 小物の接合 (2) 附属品の取付け</p> <p>(3) 切削仕上げ (4) ペーパーによる表面仕上げ</p> <p>原型の検査に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる検査方法</p> <p>イ 外観検査 ロ 寸法検査</p> <p>ハ ひずみ検査 ニ 機能検査</p> <p>(2) 次に掲げる測定器具の種類及び使用方法</p> <p>イ ノギス ロ マイクロメータ ハ 定規</p> <p>手作りによる製品の製作ができること。</p> <p>手ろくろ成形機による作業ができること。</p> <p>施釉^{ゆう}ができること。</p> <p>1 切削作業ができること。</p> <p>2 仕上げができること。</p> <p>次に掲げる作業ができること。</p> <p>(1) 絵具すり (2) 和絵具による絵付け</p> <p>(3) 洋絵具による絵付け (4) 特殊絵付け</p> <p>(5) 転写</p> <p>仕上げができること。</p> <p>1 次に掲げる原型の製作作業ができること。</p> <p>(1) 立物 (2) 平物 (3) 袋物</p> <p>2 割り掛けによる原型の製作ができること。</p> <p>3 捨型の分割ができること。</p> <p>4 彫り作業ができること。</p> <p>使用型の製作ができること。</p> <p>仕上げができること。</p>